

マイドリームプラス

ニッセイ積立利率変動型年金

固定金利型 〈積立利率変動型年金保険(無配当H18)(I型)〉

着実な運用と保証で
みなさまのライフプランに
安心をお届けいたします。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。
お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「 ご契約のしおりー約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客さまへ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客さまの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまへのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客さまの契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客さまの同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客さまとの取引が、当金融機関におけるお客さまに関する業務に影響を与えることはありません。

引受保険会社
日本生命保険相互会社

募集代理店

ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186(通話料無料)
【受付時間】 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)
ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
(契約概要／
注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、給付金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、
預金とは異なります。
また、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

引受保険会社



NISSAY

日本生命保険相互会社

着実な資産形成でライフプランに役立つ 個人年金保険です。



ポイント
1

将来の年金原資を確定できる安心

●ご契約時の積立利率に応じてお受取りいただく年金の年金原資が確定します。

イメージ図

※以下のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額の推移をお約束するものではありません。
なお、解約払戻金額の波線は、市場金利が変動(上昇・下降)したと仮定して記載しています。

ご契約の締結に必要な費用 **P.10 参照**

一時払保険料に以下の控除率を乗じた金額が差引かれます。

据置期間	5年	10年・15年
一時払保険料からの控除率	2%	4%

ポイント
1

ご契約時に年金原資の金額が確定します。

(一時払保険料)
基本給付金額

積立金額

解約払戻金額*1

⚠ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。 **P.15 参照**

積立金額

年金原資

据置期間(積立利率保証期間) 年金支払開始日
(据置期間中はご契約時の積立利率が保証され、年金支払開始日まで更改されません。)

選択いただける据置期間

5年

10年

15年

※この保険は国債の流通利回り等によってはお取扱いできない据置期間があります。
※この保険は据置期間が長期になるほど市場金利調整による解約払戻金額の変動幅は大きくなる傾向にあります。

*1 解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算します。
(解約払戻金額の計算にあたり費用を控除することはありません。)

参照 解約払戻金額の計算方法の詳細は、「**注意喚起情報 P.15**」をご覧ください。



ご注意

- 一時払保険料からご契約の締結に必要な費用を控除した後の金額が積立金となり、積立利率によって複利運用されます。
- 積立利率は積立金にかかわるものであり、一時払保険料全体に対するものではありません。
ご契約の締結に必要な費用が差引かれますので、一時払保険料全体に対する利回りは、積立利率よりも低くなります。

●ご加入時には将来受取る年金額は定まっています。

参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.20**」をご覧ください。

ポイント
2

年金形式で受取れる安心

- 計画的な資金の準備として、年金形式でお受取りいただけます。
- お客さまのライフプランに応じて、年金支払開始時に年金支払方法を見直すことができます。

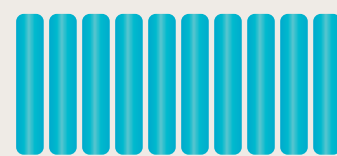
ポイント
2

ご契約時に設定いただく年金の種類は
10年確定年金です。

10年確定年金

10年間、毎年、
同額の年金額を
お支払いします。

イメージ図



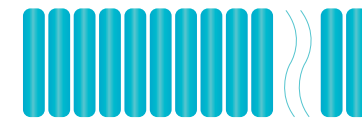
年金支払期間(10年)

年金支払開始時に、年金支払方法を見直すことができます。

年金
支払方法
を見直したい

一括で
受取りたい

確定年金

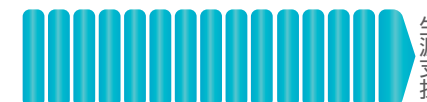


年金支払期間

5年・10年・15年・20年・25年

あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金額をお支払いします。
年金支払期間中に被保険者が亡くなられた場合は、将来の年金の現価に相当する金額(死亡一時金*2)を年金受取人*3にお支払いします。

保証期間付終身年金



保証期間

10年

被保険者が生存されている間、毎年、同額の年金額を生計(終身)にわたってお支払いします。
保証期間中に被保険者が亡くなられた場合は、保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する額(死亡一時金*2)を年金受取人*3にお支払いします。この場合、死亡一時金は年金原資と比べて少なくなります。なお、保証期間経過後に被保険者が亡くなられた場合は、死亡一時金はありません。

一括支払



年金支払開始日以後、年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。

*2 死亡一時金の支払方法については、一時金でのお支払いに代えて、継続して年金でお支払いすることもできます。

*3 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

※年金支払開始時に選択できる年金の種類等は、変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

※年金支払開始日における被保険者の年齢によっては、選択できない年金の種類等があります。

参照 詳細は、「**契約概要 P.8**」をご覧ください。

※年金の種類等を変更される場合、変更後の年金額が12万円未満となる変更はお取扱いできません。

保険用語のご説明

積立金

将来の年金および給付金をお支払いするために保険料からご契約の締結に必要な費用を除いて積立てた部分をいいます。積立利率を適用して経過した年月日数により計算します。

積立利率

積立金に適用する利率のことをいいます。積立利率は、毎月2回(1日と16日)、国債の流通利回り等をもとに決定しますので、契約日によって異なります。

参照 詳細は、「**例表または提案書**」をご覧ください。

利回り

年金支払開始時に、年金に代えて一括支払を選択した場合の一時払保険料全体に対する利回り(年複利)を指します。

積立利率保証期間

積立利率が保証される期間をいい、据置期間と同じになります。

後継年金受取人

年金支払期間中に年金受取人が亡くなられたときに、その権利および義務のすべてを引継ぐ人をいいます。(年金支払開始時にご指定いただけます。)



ご注意

●この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利によって損失が生じることがあります。

参照 詳細は、「**注意喚起情報 P.10**」をご覧ください。

商品パンフレット

契約概要

注意喚起情報



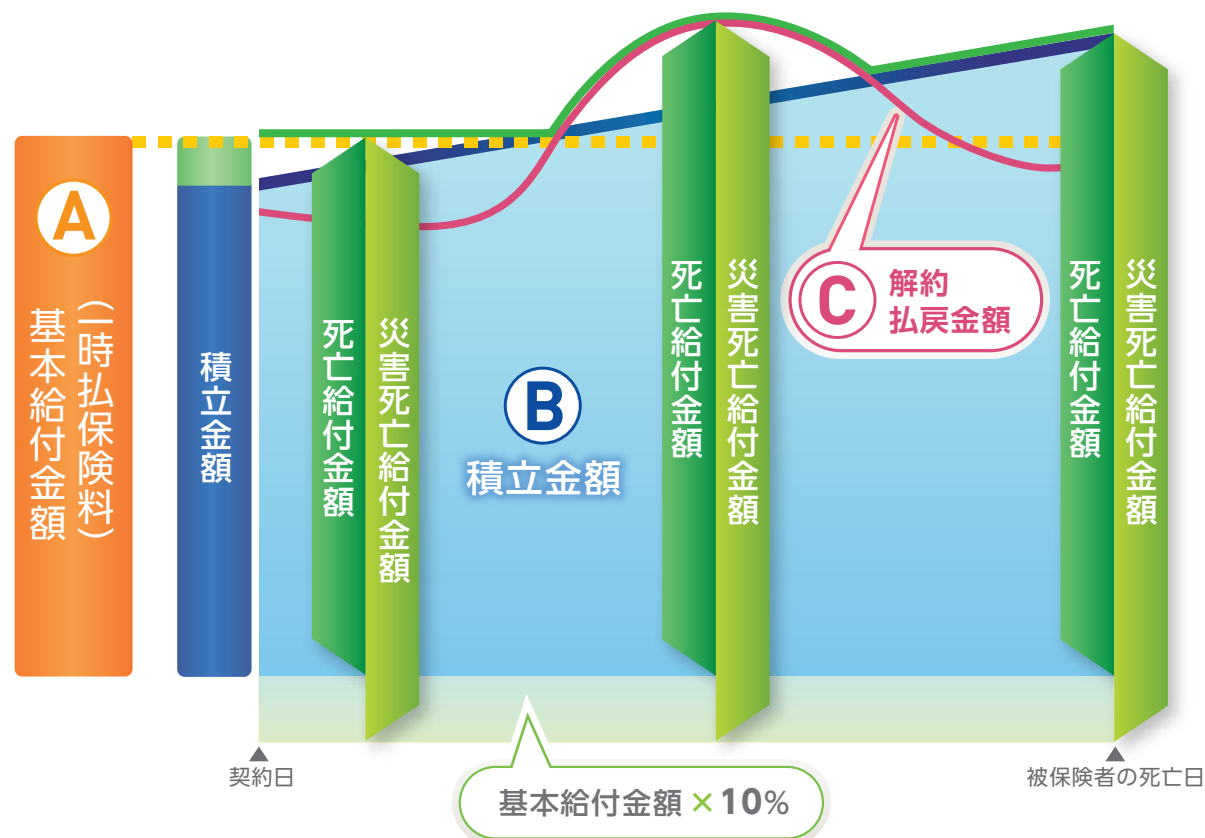
ポイント
3

万一のときの安心

- 据置期間中に被保険者が亡くなられた場合、(災害)死亡給付金をお受取りいただけます。
- 死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されています。

イメージ図

※以下のイメージ図は、将来の積立金額・解約払戻金額・(災害)死亡給付金額の推移をお約束するものではありません。
なお、解約払戻金額の波線は、市場金利が変動(上昇・下降)したと仮定して記載しています。



死亡給付金額について

死亡給付金額は、被保険者が亡くなられた日における以下の金額(A)・(B)・(C)のうちいずれか大きい金額です。



死亡給付金額は、基本給付金額(一時払保険料)が最低保証されます。

災害死亡給付金額について

被保険者が不慮の事故等で亡くなられた場合の災害死亡給付金額は、左記の死亡給付金額と基本給付金額の10%の合計額です。

死亡給付金額
+
基本給付金額×10%

(災害)死亡給付金のお受取りは 一括受取・年金受取からお選びいただけます。

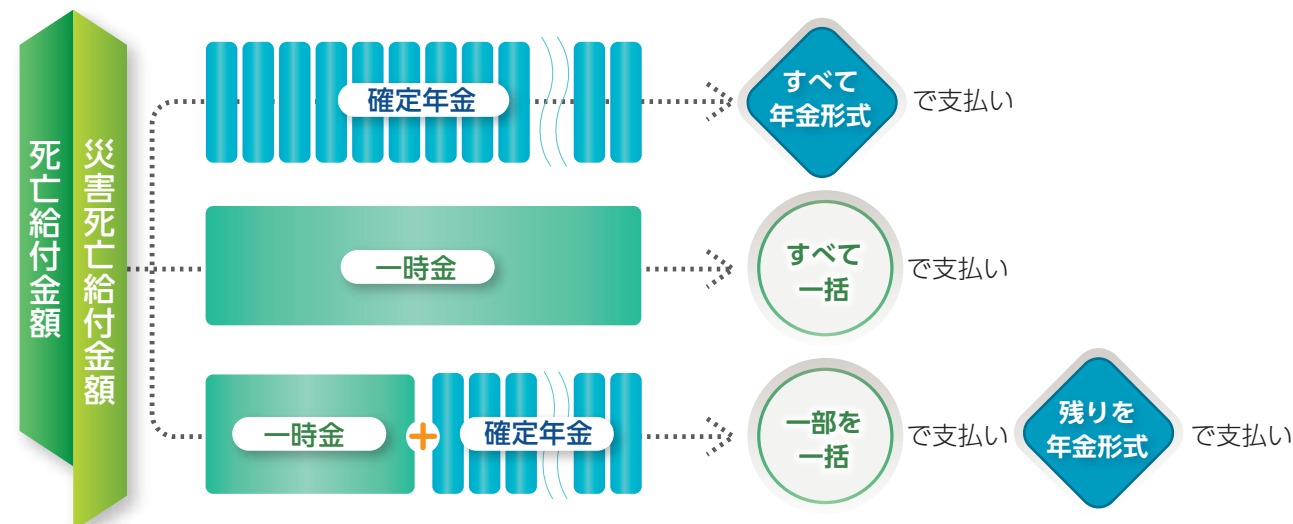
年金特約 [(災害)死亡給付金の年金支払]

年金特約を付加することによって、(災害)死亡給付金の全部または一部を年金でお支払いすることができます。

※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

イメージ図

年金特約を活用することで、**3**パターンの支払方法から選択可能



※年金の支払方法につきましては、年金支払開始日以後、将来の年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。
※受取人が複数で、一括支払の場合、代表者口座へのお支払いのほか、受取人ごとの口座へのお支払いも可能です。

特約の付加	(災害)死亡給付金のお支払事由発生前：ご契約者からのお申し出により付加 (災害)死亡給付金のお支払事由発生後：死亡給付金受取人からのお申し出により付加*1
年金種類	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年から選択いただけます。*2
年金受取人	死亡給付金受取人*3
年金基金設定日	(災害)死亡給付金のお支払事由発生前に特約を付加した場合：お支払事由発生日 (災害)死亡給付金のお支払事由発生後に特約を付加した場合：特約付加日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額にもとづき、年金基金設定日における予定利率等*4によって計算されます。 ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金額を一括でお支払いします。 (年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。)

*1 (災害)死亡給付金のお支払い後は付加できません。

*2 特約付加時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

*3 年金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。

*4 金利水準等をもとに決定します。



契約概要について

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「[ご契約のしおり—約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

●引受保険会社 日本生命保険相互会社

●本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12

●ご契約に関するご要望・苦情等につきましては

〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-562-186 (通話料無料) [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

2 保険のしくみ

- **名称** ニッセイ積立利率変動型年金(固定金利型)
- **特徴** この保険は、国債の流通利回り等をもとに積立利率を定め、積立金額を増加させる年金保険であり、以下の特徴があります。

この保険は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 この保険のイメージ図は、「[商品パンフレット P.1～3](#)」をご覧ください。

3 保障内容

年金	年金支払開始日を迎えられた場合には、年金原資(年金支払開始日の前日における積立金額)にもとづき、年金支払開始日における基礎率*(予定利率、予定死亡率等)によって計算される年金額をお支払いします。 *金融情勢等をもとに決定します。 ※ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。 参照 詳細は、「 注意喚起情報 P.20 」をご覧ください。
死亡給付金	据置期間中に被保険者が亡くなられた場合、死亡給付金額(死亡日における「基本給付金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。 【死亡給付金をお支払いできない場合】 例えば、責任開始の日から3年以内の自殺の場合やご契約者・死亡給付金受取人の故意により死亡給付金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。 参照 その他の事例についての詳細は、「 ご契約のしおり—約款 」をご覧ください。
災害死亡給付金	据置期間中に被保険者が次の理由で亡くなられた場合、死亡給付金額(死亡日における「基本給付金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)と基本給付金額の10%の合計額をお支払いします。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に亡くなられたとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として亡くなられたとき 【災害死亡給付金をお支払いできない場合】 責任開始時前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等にはお支払いできません。 ※災害死亡給付金をお支払いした場合、死亡給付金は重複してお支払いできません。 参照 その他の事例、不慮の事故および所定の感染症についての詳細は、「 ご契約のしおり—約款 」をご覧ください。

※年金原資の数値等の詳細は、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

4 付加できる特約・特則

年金特約〔(災害)死亡給付金の年金支払〕 P.4 参照

- (災害)死亡給付金の全部または一部を年金で受取ることができる特約です。
※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

特約の付加	(災害)死亡給付金のお支払事由発生前：ご契約者からのお申し出により付加 (災害)死亡給付金のお支払事由発生後：死亡給付金受取人からのお申し出により付加*
-------	---

* (災害)死亡給付金のお支払い後は付加できません。

指定代理請求人による保険金等の請求に関する特則

- 年金受取人が年金を請求できない次の事情にあるときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代理請求できます。ただし、被保険者と年金受取人が同一人である場合に限りです。
 - ・ 年金の請求を行う意思表示が困難であると日本生命が認めた場合
 - ・ その他これに準じる状態であると日本生命が認めた場合
- 以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。なお、指定代理請求人は年金の請求時においても、この範囲内であることを要します。
 - (1) 被保険者と次の関係にある人
 - (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹
 - (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、日本生命が認めた人
 - (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人
 - (キ) 死亡給付金受取人または後継年金受取人
 - (ク) 上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人

参照 詳細は、「[ご契約のしおり—約款](#)」をご覧ください。

5 解約払戻金

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**
- 据置期間中は基本給付金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.15](#)」をご覧ください。

6 お客さまにご負担いただく諸費用等

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.10](#)」をご覧ください。

7 ご契約の引受条件 (平成29年4月現在)

ご契約時の 年齢範囲	据置期間*1	被保険者	年金受取人*2
	5年	契約年齢が16歳以上84歳以下 (満年齢15歳6カ月超84歳6カ月以下)	契約年齢が84歳以下 (満年齢84歳6カ月以下)
	10年	契約年齢が16歳以上79歳以下 (満年齢15歳6カ月超79歳6カ月以下)	契約年齢が79歳以下 (満年齢79歳6カ月以下)
	15年	契約年齢が16歳以上74歳以下 (満年齢15歳6カ月超74歳6カ月以下)	契約年齢が74歳以下 (満年齢74歳6カ月以下)
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族	
基本給付金額 (一時払保険料)		50万円以上(10万円単位) ただし、年金年額6,000万円*3 超のご契約はお取り扱いできません。	
ご契約時の年金種類		10年確定年金	
年金支払開始日前日に選択 いただける年金の種類等*4		年金支払開始年齢の範囲(被保険者の契約年齢)	
5年・10年・15年確定年金		90歳以下(満年齢90歳6カ月以下)	
20年確定年金		85歳以下(満年齢85歳6カ月以下)	
25年確定年金		80歳以下(満年齢80歳6カ月以下)	
10年保証期間付終身年金		50歳以上90歳以下(満年齢49歳6カ月超90歳6カ月以下)	
第1回年金支払日の変更*5		年金支払開始時に第1回年金支払日の変更が可能(1年単位)	
保険料払込方法		一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)	
配当金		なし	

*1 この保険は国債の流通利回り等によってはお取り扱いできない据置期間があります。

*2 ご契約者と被保険者が異なる場合で、年金受取人をご契約者に指定した場合の取扱いです。

*3 最低保証年金額をすべての日本生命の既加入年金商品(ニッセイ投資型年金除く)と合算します。

*4 変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。

*5 第1回年金支払日の変更は、年金支払開始年齢の範囲で最大5年まで、1回に限り取扱いします。

※ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

※上記内容は将来変更する場合があります。

据置期間、一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。

注意喚起情報

～ご契約に関する注意事項～

注意喚起情報について

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意ください事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 特に、給付金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

「特にご注意ください事項」		記載ページ
 ご注意	お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。	P.10
 ご注意	解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。	P.10
1	クーリング・オフ制度 ▶ 制度の利用期間には制限があります。	P.11
2	告知義務等の内容	P.12
3	責任開始（保障の開始）	P.13
4	給付金等をお支払いできない場合	P.14
5	解約と解約払戻金 ▶ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	P.15・16
6	生命保険会社が経営破綻した場合等	P.17
7	預金ではないこと ▶ この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。	P.17
8	無配当であり、「社員」とはならないこと	P.18
9	現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合	P.19
10	適用される積立利率	P.20
11	税金の取扱い	P.21
12	ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先	P.22
13	給付金等のご請求	P.22

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおりー約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。



お客さまにご負担いただく諸費用等をご確認ください。

ご注意

この保険のお客さまにご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「据置期間中の費用」と「年金支払期間中の費用」の合計額です。

- **ご契約締結時の費用**
ご契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に次の控除率を乗じた金額が差引かれます。

据置期間	5年	10年・15年
一時払保険料からの控除率	2%	4%

- **据置期間中の費用**
ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡給付金を最低保証するために必要な費用等（保険契約関係費といいます。）であり、積立利率を定める際に、あらかじめ保険契約関係費率等を控除しております。
現在の積立利率につきましては、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

- **年金支払期間中の費用**
次の費用を控除したうえで年金額は計算されます。

年金の種類等	5年確定年金	左記以外
年金支払期間中の費用	支払年金額に対して・・・0.58%	支払年金額に対して・・・1.00%

第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。
※年金支払期間中の費用は、将来変更される可能性があります。



解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。

ご注意

- この保険は、積立金を国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 ▶ 解約払戻金については、「[5 解約と解約払戻金](#) [P.15](#)」をご覧ください。

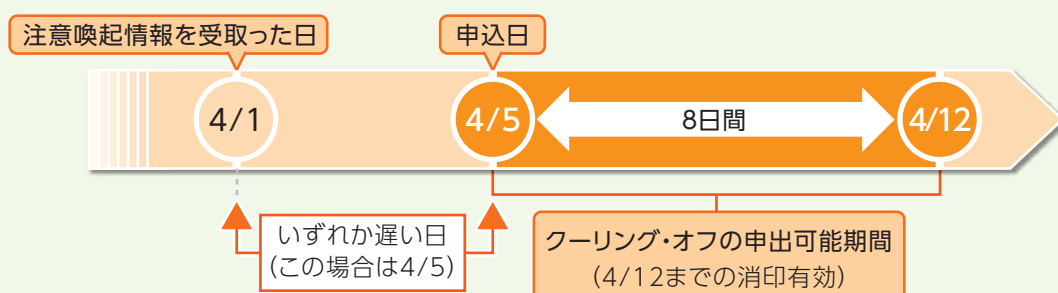
クーリング・オフ制度

ご契約のしおり 5ページ

1

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■クーリング・オフ〈例〉



- クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により上記期間内（8日以内の消印有効）に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。
- クーリング・オフを行った場合、払込まれた金額は全額お返しします。

■書面に記載いただく事項

- ① お申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思（理由の記載は任意）
- ② 申込番号（9桁の数字）
- ③ 一時払保険料
- ④ 取扱金融機関名・支店名
- ⑤ 返金先口座（銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人）
- ⑥ 書面作成日
- ⑦ 申込者またはご契約者の住所・電話番号
- ⑧ 申込者またはご契約者の氏名（自署）

(記入例)

日本生命保険相互会社 行

- ① 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由) ○○○○○○
- ② 申込番号 ×××××××××
- ③ 一時払保険料 ××,×××,×××円
- ④ 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
- ⑤ 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
普通×××××××
口座名義人 ○○○○
- ⑥ 平成××年××月××日
- ⑦ 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
- ⑧ 氏名 日生 太郎

■書面の郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

告知義務等の内容

ご契約のしおり 8ページ

2

職業等についてありのままを告知ください。

- ご契約者や被保険者には職業等について告知いただく義務があります。
- 契約申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、契約申込書の「告知欄」で日本生命がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 生命保険募集人*には告知を受ける権限がありません。そのため、生命保険募集人に口頭で伝えたり、資料提示したりしても「告知」にはなりません。
* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- 故意または重大な過失により、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始の日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
なお、責任開始の日から2年を経過していても、給付金等のお支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、給付金等のお支払事由に該当していても、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。（ただし、積立金額を上限とします。）
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、給付金等のお支払いができず、すでに払込まれた保険料を払戻しません。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、告知内容、または給付金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

責任開始（保障の開始）

ご契約のしおり 10ページ

3

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料（相当額）のお払込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任（保障）を開始します。

■責任開始（保障の開始）〈例〉

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、お払込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。お払込みが完了した時とは、一時払保険料（相当額）が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。



- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。

* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。

- ご契約は、お客さまからのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。

給付金等をお支払いできない場合

ご契約のしおり 25ページ

4

給付金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
 - －責任開始時前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等には災害死亡給付金をお支払いできません。（不慮の事故や所定の感染症等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。）
 - －不慮の事故から180日経過後に死亡された場合は、災害死亡給付金はお支払いできません。
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始の日から3年以内の自殺
 - －ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人等の故意または重大な過失 等
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合（この場合、すでに払込まれた保険料を払戻しません。）
- 給付金等を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合

5

解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金額の計算方法は、以下のとおりです。
解約払戻金額=積立金額×(1-市場金利調整率)
※市場金利調整により解約払戻金額は積立金額より増加する場合がありますが、解約払戻金額が年金原資を上回ることはありません。
- 市場金利調整は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させるための手法です。解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、解約払戻金計算基準日の積立金額との乖離を調整します。その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、解約払戻金額が増加または減少することがあります。

この保険では、国債等を中心に運用することで積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、市場金利の動きに応じて変化します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加します。この保険では、積立金の運用資産の価格変動を解約払戻金額の増減に反映させています。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left\{ \frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}^{*2} + 0.3\%} \right\}^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

*1 適用されている積立利率	解約払戻金計算基準日に当該契約に適用されている積立利率
*2 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に、ご契約時と同じ契約内容で新たにこの保険にご加入いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*3 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、年金支払開始日の前日までの月数(月数未満切上げ)

参照 積立利率についての詳細は、「10 適用される積立利率 P.20」をご覧ください。

- 据置期間中は基本給付金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができません。(その場合も市場金利調整が適用されます。)基本給付金額を減額した場合は、最低保証年金額および積立金額も同時に同じ割合で減額されます。減額後の積立金額が50万円を下回る場合は、減額をお取り扱いできません。
- 第1回年金支払日以後は解約および基本給付金額の減額はお取り扱いできません。年金の一括支払の方法をご利用ください。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

参照 詳細は、「**ご契約のしおり—約款**」をご覧ください。

生命保険会社が経営破綻した場合等

ご契約のしおり 44ページ

6

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

無配当であり、「社員」とはならないこと

ご契約のしおり 18ページ

8

この保険には、配当はありません。
また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定(定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。)により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、給付金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

9

現在のご契約を解約・減額して 新しいご契約のお申込みをする場合

ご契約の  7ページ

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
参照 詳細は、「**2 告知義務等の内容 P.12**」をご覧ください。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、(災害)死亡給付金をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、死亡給付金額等が少なくなります。

適用される積立利率

ご契約の  12ページ

10

この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約時に適用される積立利率は契約日時点の積立利率となります。

- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)、国債の流通利回り等をもとに設定され、ご契約時に適用される積立利率は、契約日(一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した日と告知日のいずれか遅い日)における積立利率となります。
 - 申込日から契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されます。
 - 将来受取る年金額は、年金原資(年金支払開始日の前日における積立金額)にもとづき、年金支払開始日における基礎率*(予定利率、予定死亡率等)によって計算されるもので、ご加入時には将来受取る年金額は定まっていません。(年金支払開始日以降は積立利率の更改はありません。)また、受取る年金額は最低保証されていますが、年金の種類等の変更を行った場合、最低保証年金額は適用されません。
 なお、年金支払開始時に選択できる年金の種類等は、変更日に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。
- * 金融情勢等をもとに決定します。

税金の取扱い

ご契約のしおり 38ページ

11

この保険の税金についてご確認ください。
(平成29年2月現在)

- 以下の内容は、平成29年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、(災害)死亡給付金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時

据置期間中にかかる税金

年金支払期間中にかかる税金

一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、年金受取人、死亡給付金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。

解約払戻金にかかる税金

解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは次のとおりです。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得 ^{*1*2})+住民税
保証期間付終身年金	所得税(一時所得 ^{*1*2})+住民税	

*1 一時所得の課税対象額={ (解約払戻金)+(配当金)-(一時払保険料)-(特別控除額50万円)}×1/2

※特別控除額50万円は各々のご契約についてではなく、年間の一時所得合計に対して適用されます。

*2 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。

(災害)死亡給付金にかかる税金

(災害)死亡給付金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。(保険料負担者はご契約者とします。)

ご契約内容	ご契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税
②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税(一時所得)+住民税
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

※年金特約を付加した場合の課税は、ご契約者・被保険者・受取人の関係や、年金特約を付加する時期によって異なります。

参照 詳細は、ご契約のしおり—約款をご覧ください。

ご契約者が年金受取人の場合

年金の種類	毎年の年金の受取時	年金を一括で受取られる場合
確定年金	所得税(雑所得)+住民税	所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金		所得税(雑所得 ^{*3})+住民税

*3 保証期間付終身年金は、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は年金が支払われますので雑所得扱いとなります。

(注意)ご契約者が年金受取人でない場合は、年金支払開始時に相続税法上の年金受給権評価額に対して贈与税が課税されます。さらに、年金受取時に雑所得として所得税が課税されます。(1回目の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。)

ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先

ご契約のしおり 43ページ

12

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情のお問合せ先についてご確認ください。

- 生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては、次の連絡先へお問合せください。
日本生命保険相互会社
ニッセイダイレクト事務センター **0120-562-186** (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情等のお問合せについて

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
ホームページアドレス **<http://www.seiho.or.jp/>**
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

給付金等のご請求

ご契約のしおり 20ページ

13

給付金等のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命にご連絡ください。
上記の場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 給付金等のお支払事由、ご請求手続等については、「ご契約のしおり—約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 被保険者が年金受取人の場合で、年金受取人が年金をご請求できない所定の事情があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が代わってご請求することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人にお伝えください。